

# 選定療養費見直しについて①

厚生労働省の定める、**選定療養費制度の見直し**により、令和4年10月から、**他の医療機関等の紹介状なしに受診する場合の、初診時又は再診時に患者さまから徴収する定額負担が増額となります。**

改正に伴い、初診時・再診時の選定療養費として、以下のとおり、料金変更となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 初診時選定療養費

● 2022年9月30日まで 5,500円

● **2022年10月1日から 7,700円**

紹介状を持たずに受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用。

## 再診時選定療養費

● 2022年9月30日まで 2,750円

● **2022年10月1日から 3,300円**

当院が他の医療機関に対して紹介を提案したが、引き続き当院を受診される場合に通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用。

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- \* 他の医療機関の紹介状を持参された方
- \* 救急車で搬送された方
- \* 外来から継続して入院した方
- \* 特定の疾病等により各種公費の受給対象の方
- \* **他の診療科から院内紹介されて受診する場合** 等

令和4年9月1日

# 選定療養費見直しについて②

他科受診の際の選定療養費についても見直しがされ、下記のように変更となります。

**※当院へ通院中であっても、新たに他の診療科を受診される際は、他の医療機関からの紹介状または当院担当医からの院内紹介がない場合、選定療養費をご負担いただきます。**

## 現行（9月30日まで）

かかりつけの診療科があり、他科を初めて、もしくは久しぶりに紹介状、院内紹介なしでかかる場合・・・選定療養費なし

## 今後（10月1日から）

かかりつけの診療科があり、他科を初めて、もしくは久しぶりに紹介状、院内紹介なしでかかる場合・・・選定療養費あり

当院は2017年8月に東京都より地域医療支援病院の承認を受けました。選定療養費の増額に伴い、新たに、下記の通り**一定額を保険給付範囲から控除**することになりました。

選定療養費を患者さまから徴収する場合、診察代（初診料・再診料）から今回上乗せされた金額が保険給付範囲から外れることとなります。

具体的には、**保険診療分で初診で200点（2,000円）、再診で50点（500円）が外れることになり、保険給付から外した分をそのまま患者さんの自己負担に上乗せするかたちとなりました。**

※患者さんの負担は増えますが、病院の収益が増えるわけではありません。

令和4年9月1日